

答弁書第五〇号

内閣参質一九三第五〇号

平成二十九年三月二十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生太郎

参議院議長 伊達忠一殿

参議院議員中山恭子君提出政府の拉致被害者救出に向けた施策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員中山恭子君提出政府の拉致被害者救出に向けた施策に関する質問に対する答弁書

一及び二について

安倍内閣としては、北朝鮮による拉致問題は我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、政府の最重要課題の一つと位置付け、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国の実現等に向けて最優先で取り組んでいるところである。

三及び四について

政府としては、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（平成十八年法律第九十六号）等の規定や「拉致問題の解決に向けた方針と具体的施策」（平成二十五年一月二十五日拉致問題対策本部決定）に基づき、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国に全力を尽くすとともに、拉致に関する真相究明等を引き続き追求していく考えである。

